

インタビュー

成長戦略として 世界水準のガバナンス構築が急務 複数案併記では、本気度が疑われる

衆議院議員 塩崎 恭久



自由民主党は2002～03年にかけてコーポレートガバナンスや資本市場の強化に関する議論をまとめ、公認会計士法改正の提言を公表した。一方、社外性の要件の厳格化など、今日の議論を先取りする内容も含まれていたが、実現はみていない。その後、09年の政権交代で攻守とくろを替える状況となった現在、党の「企業・資本市場法制プロジェクト」で座長を務める塩崎恭久議員は中間試案をどうみているか。

「公開会社法」の元祖は
自民党

これまで自民党ではコーポレートガバナンスに関してどのような取組みをしてきたのか

私が党の「企業会計に関する小委員会」と「商法小委員会」の委員長を務務していた02年当時、コーポレートガバナンス・会計監査・資本市場の強化についての議論をとりまとめ、03年

2月に「公認会計士法の改正に関する提言」を公表した。そのなかには、社外取締役・社外監査役の要件の厳格化や、有価証券報告書の虚偽記載に対する罰則強化など、昨今の企業統治を巡る問題に通ずる指摘も盛り込まれていた。

公開会社法というアイデアも元祖は自民党であり、以前から独立社外取締役の設置の義務付けなどを主張してきた。それがいつのまにか公開会社法は民

主党の目玉の政策に位置付けられるようになったが、民主党の当初の案では監査役の一部を従業員代表から選任するなど、自民党の主張する公開会社法とは似て非なるものだったと考えている。

今回の中間試案をどうみるか
重要論点について複数案を併記しているケースが目立ち、きわめて及び腰の内容といわざるをえない。改革をするという

きには当然、抵抗があるわけだが、中間試案として世に問うのであればやはり明快な方向性を示すべきだったのではないかと、どちらにもいい顔をしようとして最初から逃げ道をつくっていった体裁であり、はつきりいつてがっかりしている。

さらにいえば、中間試案がとりまとめられた時点ですでにオリンパスや大王製紙の問題が取り沙汰されていたにもかかわらず、このようにのにびりとした内容では、会社法制の見直しに向けた本気度が疑われてしまうのではないかと。

自民党の「企業・資本市場法制PT」はどういう活動をしているのか

コーポレートガバナンスの会社法的な問題や監査法人の問題、それから規制当局の脆弱性といった論点について、有識者などからヒアリングを行っている。とくに今回のオリンパス事件を受けて、マイケル・ウッドフォード元社長には日本企業の体質という点を含めて話を聞いた。監査法人の問題については、PTの第1回の会合で、日

本公認会計士協会の関係者が「監査のあり方には問題はないはず」と明言していた。当事者であるあずさ監査法人と新日本監査法人からのヒアリングは実現しなかったが、有価証券報告書の虚偽記載が長期にわたっていたとされるなかで、監査のあり方にまつたく問題がなかったとはいえないのではないかと。

今後、PTでは今回の法制審の議論についても関係者を招き、オリンパスなどの問題に対して法的にどう対応していくべきかといった話も聞こえてくる。財政金融、経済産業、法務の3部会と当PTの合同で提言をまとめる予定だ。

独立社外取締役の設置が必須

会社法という基本法による規制強化は、必要以上に企業活動を制約しないか

スマートな資本主義のあり方という意味では、取引所の規則等で上場企業のパナンスが確保されるのが理想的だ。しかし、現実問題としてマーケットの自浄作用が正常に機能しない

のであれば、法律で縛るしかない。規制によって短期的にはコストや手間が増えるという意見もあるが、そうしたコストを払ってでも長期的な企業価値を向上させるといのが、コーポレートガバナンスの神髄のほうだ。

オリンパス事件では、不祥事存在に気づきながら何もしないで黙っていた関係者がいた。端的にいえば社外取締役が本来の機能を果たしていなかったということだ。だとすれば、単純に社外取締役を義務付けるだけではほとんど意味がなく、その企業からの「独立性」も追求する必要がある。そうした「独立社外取締役」の設置義務付けは従来からの私の持論でもある。

なお、東京証券取引所は09年12月、上場企業に対して独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役）を1名以上確保することを、上場ルールとして規定している。企業には届出書の提出を求めているようだが、必ずしも強い強制力のある規定とはいえず、中途半端という印象をぬぐえない。

PTで論点にあがっているという「規制当局の脆弱性」とは具体的に何か
03年2月の提言にも盛り込んでいた内容だが、いわゆる「日本版SEC」をつくるという構想である。現在の証券取引等監視委員会は、法令違反等の不正行為を把握しても金融庁に対して行政処分を求める勧告や検察庁に訴追を求める告発を行うのみで、自ら課徴金を課すなどの権限はない。これでは監視当局として実効性が弱く、結果的に企業不祥事があとを絶たないのではないかと。

党内の議論が深まるなかで、そういう機運が出てくれば出すことになるだろう。

国際的な視点でみた場合の日本企業のパナンスをどう考えるか
何年前かに、ボンベイ証券取引所に視察に行ったのだが、独立取締役の「独立性」の定義はニューヨーク証券取引所の定義とほぼ同じで、社員の家族に至るまできちんと縛りがかかっている。金融の成長戦略という面からみても、日本は香港やシンガポールに比べて圧倒的に差をつけられてしまっている。会社法の見直しにおいても、世界のスタンダードを追求していかなければならない。

今後、政府・与党の会社法改正の取組みに対しては、自民党案で対抗するのか
しおさき やすひさ
75年東京大学教養学部卒、日本銀行入行。82年ハーバード大学行政学大学院修了（行政学修士）。93年衆議院議員初当選（衆議院当選5回、参議院当選1回）。大蔵政務次官、外務副大臣、内閣官房長官などを歴任。現在、自民党報道局長。

（聞き手・本誌 吉田 豊）

PTで論点にあがっているという「規制当局の脆弱性」とは具体的に何か
03年2月の提言にも盛り込んでいた内容だが、いわゆる「日本版SEC」をつくるという構想である。現在の証券取引等監視委員会は、法令違反等の不正行為を把握しても金融庁に対して行政処分を求める勧告や検察庁に訴追を求める告発を行うのみで、自ら課徴金を課すなどの権限はない。これでは監視当局として実効性が弱く、結果的に企業不祥事があとを絶たないのではないかと。

今後、政府・与党の会社法改正の取組みに対しては、自民党案で対抗するのか

しおさき やすひさ
75年東京大学教養学部卒、日本銀行入行。82年ハーバード大学行政学大学院修了（行政学修士）。93年衆議院議員初当選（衆議院当選5回、参議院当選1回）。大蔵政務次官、外務副大臣、内閣官房長官などを歴任。現在、自民党報道局長。